

徳大寺公城の学芸・垂加神道修得と党派形成 — 「公城卿記」を通して

藤 田 寛

はじめに

朝廷は宝暦八年（一七五八）七月二十四日、竹内式部門人の徳大寺公城ら八名に止官・永蟄居・除近習、西大路隆共ら三名に除近習・遠慮、今出川公言ら八名に遠慮ないし自分遠慮の処分を下した。朝廷自らかつてない多数の堂上公家に嚴罰を加えたのが、宝暦事件である。

関白と摂家の協議による処罰理由には、「竹内式部門弟堂上、式部教方不宜に付、近年毎度風説流行、朝廷及騷動候、依之門弟堂上結党謀叛之志有之候風説盛に相聞候も無余儀候、謀叛と申義は事重き義、中々二三十人計之徒党、一兩年計之申合にては、一向難事調義に候」〔内前公記〕⁽¹⁾七月二三日条）と記されている。ここには、「結党謀叛」「二三十人計之徒党」、すなわち数十人の公家の党派的集団化が表現されている。また

徳大寺公城は、宝暦五年九月一二日に桃園天皇が侍読伏原宣条から『大learning』の進講を受けたことを聞き、「抑今度大learning進講之事、侍読宣條朝臣近年我師羞翁翁（竹内式部）に被学、今度進読も我党之説を被用」〔公城卿記〕⁽²⁾、さらに同六年二月二五日に「刎頸断金之友」権大納言久我敏通の死を悼んで、「予師羞翁翁に被從学、先日既被許神籬、真吾党之人也」（同前）と書いた。処罰された側の公城も、その集団を「我党」「吾党」と表現している。志を同じくする仲間を「党」と表現して

いることから、ここでは仮に「垂加党」とよんでおこう。

竹内式部（一七一二〜六七）。名は敬持、号は羞翁、通称は式部。垂加神道を学び、徳大寺家に仕えた）の門人公家が「垂加党」ともいうべき党派を形成したこと、多数の堂上公家が垂加神道を結集核として集団化し桃園天皇をも巻き込んだことは、関白や摂家にとって、小番の怠慢や放埒行為など公家の逸脱行為のレベルを越えたゆゆしき事態だったであろう。そこで、竹内式部のもっとも古い門人であり「垂加党」の中心人物である徳大寺公城（一七二九〜八二）の日記「公城卿記」から、公城の垂加神道受容の過程と党派形成の動きをみてみたい。

最初に、竹内式部門人四五名に関わるデータを【表1】に掲げる。⁽³⁾

一 徳大寺公城の学芸の修得

徳大寺公城は、竹内式部から垂加神道を学び受容したが、公城が身に付けた学芸、いわゆる諸芸能はそれにとどまらない。日記によると、儒学、和歌、音楽も師について学び、⁽⁴⁾古記録や儀式書の貸借により有職故実を研究し、書道にも精進している。摂家につぐ家格の清華家当主として、どのような教養、芸能を修得して公家社会、朝廷社会の一人前の堂上公家に成長するのか、という観点からも儒学・和歌・音楽の習練をみておこう。

【表1 竹内式部門人表】

名 前	官 位	年齢	神儒	指南	入 門	絶 門	処 罰
徳大寺公城	大納言 ^近	30	◎		延享3		止官/永蛰居/除近習
難波宗建	前中納言	62		神	4	宝暦1	
坊城俊逸	中納言 ^近	32	◎		寛延3		止官/永蛰居/除近習
西洞院時名	少納言 ^近		◎		宝暦1		止官/永蛰居/除近習
今出川公言	中納言	21		儒	2		遠慮
勘解由小路資望	左中弁 ^近		○		2		止官/永蛰居/除近習
久我敏通	大納言 ^近	22	◎		2		宝暦6年死去
四条隆叙	従三位	29	○		2	5	
山井兼敦	中務少輔	20		素	2	6	
柳原紀光	侍従	13		素	2	6	
伏原宣条	従三位 ^近	39	○		3		
高野隆古	中將 ^近		○		3		止官/永蛰居/除近習
坊城富丸				素	3		
西大路隆共	少將 ^近		○		4		除近習/遠慮
桜井氏福	刑部大輔		○		4		遠慮
町尻説望	右馬頭 ^近		○		4		除近習/遠慮
中院通維	少將 ^近		○		4	6*	止官/永蛰居/除近習
中御門俊臣	権右中弁 ^近	19		素	4		神妙其儘差置
正親町三条公積	大納言 ^近	38	○		5		止官/永蛰居
高倉永秀	正三位 ^近	31	○		5		除近習/遠慮
烏丸光胤	大納言 ^近	38	○		5	7*	止官/永蛰居/除近習
植松幸雅	従三位	38	○		5	7*	自分遠慮
東久世通積	前中納言 ^近	51	○		5	8	神妙其儘差置
北小路光香	従三位 ^近	39	○		5	8	
岡崎国栄	正四位下 ^近	33	○		5	8	
久我通兄	前右大臣	50		神	5	5	
愛宕通貫カ	前中納言 ^近	62		神	5	5	
梅溪通賢	従四位上	24		儒	5	6	
冷泉為泰	正四位下	24	○		6		神妙大切に可勤
日野資枝	正五位上 ^近	22	○		6		神妙其儘差置
岩倉恒具	前中納言	58	○		6	7*	自分遠慮
岩倉尚具	左兵衛佐		○		6	7*	自分遠慮
綾小路有美	参議 ^近	37	○		6	8	神妙其儘差置
白川資顕	従四位上 ^近	28	○		6	7	神妙其儘差置
六角知通	正五位下	21	○		6	7	神妙大切に可勤
三条季晴	大納言 ^近	26		儒	6	6	
七条隆房	左馬頭			素	6		
錦小路頼尚	正六位上	16		素	6		
伏原千代丸				素	6		
姉小路久丸				素	6	8	
町尻説久	正三位 ^近	44	○		6		遠慮
裏松光世	左少弁	23	○		6		遠慮
正親町三条実同	従四位下	11		素	6		父蛰居自分遠慮
舟橋親賢	右兵衛佐			儒	8		
高丘紹季	大蔵大輔 ^近			素	8	8	

注①宝暦八年の竹内式部の供述（「内前公記」）による。官位・年齢は久我敏通を除き宝暦八年時点。^近は宝暦八年七月以前に桃園天皇近習（林大樹「近世の近習小番について」『論集きんせい』40号、二〇一八年による）。

②入門の古い順に掲げた。入門年はつぎの理解による。竹内式部は公城について、「十三年程以前より神学、儒学共に御指南仕、神学許可仕候」と供述。当時は起点となる年を一年に数えるので一三年前は延享三年（一七四六）、公城が竹内式部の講義を受け始めたのが延享三年一月一九日なので符合。「三年前に御死去」と供述されている久我敏通は、宝暦六年二月二五日死亡なので「三年前」は宝暦六年で符合。「三年前」あるいは「去々年」と異なる表現をしているので疑問は残るものの、「去々年」も「三年前」もともに宝暦六年とした。

③教育内容は、神儒は神学と儒学で○、◎は神学許可（久我敏通は「公城卿記」による）、神は神学のみ、儒は儒学のみ、素は素読。

④絶門のうち*は、門人を止めたが「御出入仕候」の場合。

【表2 徳大寺公城の芸能習練】

年 号	儒学A	儒学B	和 歌	音 楽	竹内式部	回数
寛保3		3 (60%)	2 (40%)			5
延享2	11 (22%)	17 (33%)	11 (22%)	12 (23%)		51
3	25 (14%)	40 (23%)	34 (20%)	20 (12%)	54 (31%)	173
4	23 (18%)	36 (28%)	20 (16%)	13 (10%)	36 (28%)	128
寛延1(閏)	22 (13%)	33 (20%)	24 (15%)	31 (19%)	54 (33%)	165
2	15 (13%)	24 (21%)	17 (15%)	13 (12%)	43 (39%)	112
3	18 (16%)	34 (30%)	7 (6%)	4 (3%)	52 (45%)	115
宝暦1(閏)	19 (21%)	1 (1%)	9 (10%)	3 (3%)	60 (65%)	92
2	9 (16%)		6 (10%)	1 (2%)	41 (72%)	57
3			2 (4%)		49 (96%)	51
4(閏)					41 (100%)	41
5					33 (100%)	33

注①数字は公城が徳大寺邸で受けた授業の回数。②(閏)は閏月のあることを示す。③儒学Aは堀正脩、儒学Bは堀正珪、和歌は香川景平。

1 幕府の規制と公城の習練

公家の芸能には幕府の規制があり、それから自由ではなかった。もっとも古くは、慶長一八年(一六一三)六月の公家衆法度第一条(『近世朝幕関係法令史料集』42号)⁵⁾の「公家衆家々之学問昼夜無油断様可被仰付事」で、公家の家職としての学問の維持、継承である。これは、寛永七年(一六三〇)七月に所司代板倉重宗から与えられた条目(同前50号)の第七条に再録された。寛永八年二月の若公家之法度(同前52号)第一三条にも「学問稽古事」があり、公家は江戸時代前期に幕府から家々の学問精励を命じられていた。また後水尾天皇(上皇・法皇)が和歌と学問を督励したことは、江戸時代の天皇と公家の諸芸能にとって大きな意味を持った。⁶⁾

公城の時代に重要なのは、元文四年(一七三九)一〇月の幕府の命令「諸家中心得」(同前146号)三か条(第一条「其家之家業無懈怠之儀、勿論二候事」、第二条「歌学之事、堂上一統被相励之儀二候事」、第三条「雖為何家、儒学・有職被心掛之儀、專要二候事」)である。堂上公家は、家職精励のほか、和歌に励み儒学と有職故実学に心がけることを求められた。延享二年(一七四五)一〇月一〇日に関白から、將軍代替わり(吉宗から家重へ)につき公家たちが江戸へ下向したとき困らないためという配慮から、先の三か条が再度触れられている(「公城卿記」)。さらに同三年一〇月九日に、「前大樹公(吉宗)御趣意」として、幕府から改めて先の三か条が申し渡された(同前)。幕府は、家職とともに、和歌、儒学、有職故実学の学習の徹底を図っている。

公城は、一五歳の寛保三年(一七四三)一二月に元服、同日に従四位下左中将に叙任、禁裏小番に組み入れられ朝廷社会に登場した。この前後から、諸芸能の学習が始まる。【表2】にみるように、公城が習練した芸能には、学問・和歌のほか音楽がある。幕府は、公家衆法度、禁中

并公家中諸法度、元文四年の諸家中心得でも、天皇・公家に音楽の学習を求めているが、筆者が光格天皇の諸芸能について指摘したように、天皇は学問、和歌とともに音楽に熱心に取り組んでいる。それは、中世を通じて天皇、朝廷が従うべき準則として大事にされた『禁秘抄』で、天皇が学ぶべき諸芸能は、第一に学問、第二が音楽、第三の中の一つが和歌だったことによる。後水尾天皇は、禁中并公家中諸法度のもとでは和歌が重要と認識していたが、歴代天皇は音楽も重視してきた。禁裏御所で催される管弦御遊、すなわち音楽会に天皇自ら公家とともに笛や箏を奏していた。公家にとって禁裏の和歌会と音楽会の人数に加えられることは、誇りであり朝廷社会での地位を示すものだった。

公城は父実憲が元文五年七月に二七歳で亡くなったとき一二歳なので、一五歳から始まる本格的な学習計画を、父あるいは公城自身が立てたとは考えにくい。「公城卿記」延享二年一月一八日条に、「当時予事は、醍醐家諸事世話之事也」と書くように、公城は醍醐家の後見を受けていた。公城は、何事かあると醍醐家を訪れ相談しているので、公城の学習計画は醍醐家の指導を仰いだものだったと考えられる。

2 「学問」(儒学)の学習

公城が竹内式部から受けた教育は神儒、つまり垂加神道神学と垂加流儒学であり、儒学の学習でもあった。竹内式部の件は後に廻し、ここでは儒者からの教育を取り上げる。

元服直前の寛保三年十一月一日に「左氏伝会、堀七左衛門也」、同月一八日に「左伝会、堀七左衛門正珪為師」(「公城卿記」)とあり、堀正珪(南雲)を師とし徳大寺邸で教育を受けている。延享二年になると、堀正脩(南湖)も徳大寺邸で講義をし、公城はそれ以降この二人の儒者から継続的に儒学教育を受けている。

堀正珪は、寛保三年を皮切りに、延享二年から寛延三年(一七五〇)

にかけて月に二―三回の頻度で徳大寺邸を訪れ、宝暦元年一月を最後に途絶えた。講釈の書目は、当初は『左氏伝』、その後は『前漢書』、ついで『史記』だった。堀正脩は、延享二年五月八日を初回として、宝暦元年まで月二回ほど講義があり、宝暦二年九月一九日が最後になった。同年には六九歳の高齢であり、翌年七月に亡くなっている。講義の書目は、『論語』『大唐六典』『柳文』『唐鑑』『莊子』『名臣言行録』『朱子文集』と幅広い。寛延二年七月一〇日のみだが『令義解』を読んでいるのは、公城に何らかの必要があったのだろう。

3 和歌の学習

元服直前の寛保三年十一月一四日の日記に「香川木工允来、源氏物語読書并詠草相談也」、同月一九日にもほぼ同文の記事がある。香川景平が徳大寺邸を訪れ、『源氏物語』の読書と和歌の相談をしている。その指導によるのか、公城は、翌同四年四月八日に宮廷歌人の三条西前大納言公福へ入門し和歌の師匠とした。

寛保四年二月一九日の日記に「今日於愚亭と家僕催会、題二首、春曙・待花」、同年七月七日に「催七首会」、翌年延享二年一月二六日に「今日会始也、於里亭催、家僕詠畢、題者梅近聞鶯也」と記すように、自邸で家司との歌会や歌会始(禁裏歌会始の翌日を徳大寺家歌会始に定例化)を催している。

延享二年六月一日には「今日内々月次和歌会也、定雖五日及延引而今日催之、題者水辺納涼云々」とあり、毎月五日を定日として月次和歌会があり、香川景平はこれに合わせて徳大寺邸に来ている。香川景平は、延享二年から寛延二年までは月に二回前後、徳大寺邸の月次と当座和歌会に来て指導し、漸次減って宝暦二年で終わっている。なお、延享二年九月一三日条に「自今日百首題詠始、為稽古也」、同三年五月七日条に「為稽古百首当座、香川木工丞五十首、予五十首、辰半刻より午刻迄詠終」

のような詠作の特訓もある。公城は、一七歳になった延享二年から和歌の鍛錬に集中的に取り組み、同年九月一日の日記に「予於古今和歌集尽心、仍此頃令成熟於心神了」と記し、『古今和歌集』に熱心に取り組んで精神の成熟を自ら感じるといふ。

和歌の師匠、三条西公福が延享二年九月一七日に死去したため、寛延元年一二月二五日に新たに有栖川宮職仁親王に入門し、詠草の添削を受けている。入門から約二年経った宝暦二年一月八日の日記に、「従中書王（有栖川宮）示給云、自当春之御会予詠進之事、可被拏奏之由内々示給之由也」と記すように、有栖川宮の推挙により禁裏歌会始への詠進を許された。⁽¹⁾同月一六日、詠進する和歌を見せるため有栖川宮邸を訪れ（中書王邸行向、愚詠隨身）、同月二四日の禁裏歌会始には懐紙を持参し出席した。これにより公城は宮廷歌壇にデビューし、宮廷（堂上）歌人の一員になった。このことは、公城が和歌の分野で一人前の堂上公家になったことを意味する。

4 音楽

公城は、学問と和歌の学習を本格化させた一七歳の延享二年から、音楽の学習、笙の練習を始めた。なぜ笙なのかは、公城が初めて禁裏御楽会（管弦御遊）「御楽」に出席を許された寛延元年閏一〇月八日の日記に、「自天性院并故殿予迄三代、笙所作被仰出、尤本懷歟」と書いているので、祖父公全と父実憲が笙だったことによるらしい。

音楽の練習が日記に初めて記されるのは、延享二年六月一日の「辻左近将監来、楽修行、新羅陵王急、林歌、□頭等三曲」で、辻左近将監が徳大寺邸にやって来て教授している。同月一七日には「予一人音楽修行了、五曲云々」ともあり、独りで稽古することもあった。辻一人ではなく二三人での合奏練習もある。延享三年五月二二日条に「東儀河内守、豊伊賀守、辻下野介来、催音楽、今日予初而令合奏、珍重々々云々、目

録 平調音取、万歳楽、五常楽急（下略）」と記すように、東儀河内守（太秦兼陳。箏築の家）、豊伊賀守（豊原倫秋。笙の家）、辻下野守の三人の楽人が徳大寺邸に来て、公城初の合奏をしている。この三人、時には二人がしばしば来て合奏している。豊伊賀守は一人で来ることもあり、この他、寛延元年七月四日条に「大賀陸奥来、大鼓稽古之有事」とあるように、太鼓の稽古も以後七回記録されている。

延享二年からの鍛錬の甲斐があり、朝廷雅楽を管掌した楽所奉行四辻実胤から、寛延元年閏一〇月八日の禁裏御所の管弦に出席するよう連絡をうけ、新規に人数に加えられた御礼に天皇と上皇へ参上している。そして当日、「今日月次御楽也、予初度也、仍已刻参内 指貫、未刻過始、笙 音取帥中納言、残楽岩倉前宰相、予」と記すように、岩倉恒具とともに笙の残楽を担当し、禁裏御楽会デビューを果たした。公城は、その初演奏について「予芸未熟、弥可励之事歟」と、さらなる鍛錬を自らに課した。寛延元年冬から同二年にかけて、東儀、豊、辻との合奏の練習を繰り返して、禁裏御楽会に出席して笙を演奏している。

しかし、宝暦三年になると禁裏御楽会を歯痛、持病、所労と称して休むようになる。欠席が重なったため、同年六月一五日に議奏から、①持病なら保養すること、②歯痛で管楽器が難しければ弦楽器に移ってはどうか、③断るなら願書を出すこと、など申し渡された。公城は、①持病が軽いときは出席する、②管から弦へ移るのは難しい、③今月はまだ暑いので、涼しくなれば出席できる、と答えている。公城は、願書を出せという申渡に、「於願書之儀者あまりなる俗事也、納言をも帯官之身にて管弦ぐらひの小事、願書可指出事やある、是役人のいゝが、りなり、仍予此事有無之不及答、俗事々々」と強く反発した。管弦ぐらひの小事で大納言という高官に願書を出せというのは、担当役人の言いがかりだと非難し、願書提出を無視している。なおこの後、公城は御楽会に出て

いる。宝暦三年から禁裏御楽会を休みがちになったのは、垂加党の組織活動の活発化と関係がありそうである。

二 公城の垂加神道受容過程

1 竹内式部の垂加流儒学教育

竹内式部への入門は延享三年一月十九日、当日の日記に「竹内式部来、日本紀講尺、今日依講尺始令浴聴聞了」と記し、「講尺始」の聴聞に浴した特別な日という意識が滲み出ている。式部との関係は、儒学や和歌の師と異なるものがある。⁽¹³⁾この後、月に四・五回の頻度で徳大寺邸にて講義があり、【表2】のように次第に式部の比重が増して寛延三年には五〇%近く、それ以後はほとんどになる。公城の傾倒ぶりがうかがわれる。入門日は「日本紀」のみだが、竹内式部が講義した書目は、二回目の二月四日（「竹内式部来、神書并孟子講釈」）からおおむね「日本紀（神書）」と儒書の組合せになる。

儒書 まず『孟子』から始まり、寛延元年二月二十六日より儒書のみになつて『中庸』が加わり、三月二日より『孟子』から『論語』と『中庸』、『中庸』が終わると同年九月一三日から『論語』と『大学』、『大学』が終わると同年一月二二日から『論語』と『近思録』、八月三日から『論語』と『尚書』（『書経』とも）、同三年一月三日から『易学啓蒙』と『尚書』、一月二八日は『論語』と『詩経』（『毛詩』とも）、二月三日から『易学啓蒙』（朱熹著）と『詩経』、同四年二月一三日から『易経本義』（朱熹著）と『詩経』、宝暦二年六月八日から『朱易衍義』（山崎闇斎著）、九月一日から『周易程伝』（『程氏易伝』、程頤著）、同三年六月一日から『春秋』になり、以後は「敬持来、例講」などと書目の記述を欠く。

竹内式部が公城への儒学講義で扱った書目は、主に『孟子』『論語』『中庸』『大学』の四書、五経のうち『礼記』を除く『易経』『書経』『詩経』

『春秋』であった。四書五経以外は、朱子学の入門書『近思録』と『易経』に関わる程頤、朱熹、山崎闇斎の著作である。なお、式部は『靖献遺言』（浅見綱斎著）を公家に講義したといわれるが、⁽¹⁵⁾公城は寛延元年三月七日に式部から借用したのみで、講義の形跡は日記にない。

2 竹内式部の神学講義

垂加神道の神学学習は、「伝授を一切含まない神書講談の「初重」にはじまり、訓読や簡単な伝授からなる「二重」、切紙伝授からなる「三重」、最後に三種神器伝および神籙伝からなる「極秘伝」の四階梯を通して進められる」という。⁽¹⁶⁾入門した延享三年一月十九日の「日本紀」は、『日本書紀』卷一・二神代上下のことで、同年九月九日に「日本紀神代卷上下」が終了した。ついで九月一二日から「神代卷（日本紀）初重伝」が始まって神学学習の第一階梯に入り、延享四年六月二〇日に終わった。なお公城は、終了四日前の六月一六日に式部から「日本紀初重伝書付一冊」を借用している。

延享四年六月二三日から『中臣祓』の講義を四回受け、同年七月一八日から「神武紀」（『日本書紀』卷三神武か）が始まって九月三日まで七回続き、九月九日より神学学習の第二階梯である「神代卷二重」に移っている。それが同五年（七月一二日に改元があり寛延元年）二月六日に終了（「今日伝授了」）し、同年二月一〇日に「自昨夜神籙、今朝不食以前受之了」と記すように、前夜から精進潔斎して「十種神宝書」を伝授された。なお同年七月六日に、竹内式部から「二重伝口書」を借用している。

「十種神宝書」の伝授が終わると、竹内式部の講義は儒書のみになつた。寛延四年（一〇月二七日に改元があり宝暦元年）七月二二日から「講日本紀・易経本義」とふたたび「日本紀」と儒書を組み合わせた講釈になる。この「日本紀」の内容は記されていないので不詳だが、宝暦二年一

○月一日まで確認でき、それ以降また儒書のみになる。同三年二月二日に、「講神代卷 三重之講」と記されているので、神学学習の第三階梯「三重」の講義であろう。二月三〇日も「講如先日」とあり「神代卷三重」が続いているのだろうが、その後は「例講」と記すのみである。公城は、宝暦二年八月一日に垂加神道の最高奥秘で四重とされる三種神宝極秘伝と神籬磐境極秘伝を伝授された。なぜ最高奥秘を伝授された後に「神代卷三重」が講義されているのか、筆者には不明である。

宝暦三年四月二日から「講神宮書」¹⁷が、五月二〇日まで五回行われている。その後は『春秋』の講義が続き、「例講」と記すだけで垂加神道関係の講義を確認できないうえ、竹内式部の講義自体の記事が、宝暦五年一月一〇日で最後になっている。同六年以降の日記は記事が粗く、同七年以降は「備忘略記」となり式部の動向は不詳である。

公城の手になる「神代卷講義筆記」¹⁸全の奥書に、「宝暦甲戌（四年）之春、表章師授之大略書講義一篇、反復考訂、六年丙子之春漸繕写一成、以欲請師翁之批教而再覽、則不安亦多更藏之、以俟異日之大成□春三月朔日 権中納言公城」と記されている。公城は竹内式部の「神代卷」の講義筆記を宝暦四年春から繰り返し校訂し、同六年春にやっと一書になったという。これによると公城は、宝暦四年春から同六年春までの二年を費やして「神代卷講義筆記」を作成したことになる。

桃園天皇への『日本書紀』進講が宝暦七年六月に始まり、これを止めさせようとする関白らの動きも活発化した。関白らは、公城が天皇御前の事柄を竹内式部に漏らしたと嫌疑をかけ、同年八月一六日に公城に回答を求めた（「内前公記」）。公城は返答のなかで漏洩を否定し、「尤今度公城等被召て被聞召候に付、此道兼而より学承候義には候へとも、そ忽等有之候ては如何と存、竹内式部を召寄、再度吟味鍊磨いたし、其上致言上候事に候処、件式部格別再三吟味校交いたし候に付、如何なること

ありてかやうには致吟味候哉不審いたし候に付、少々子細ありて致吟味事也、其子細は申聞問敷とまで申候キ、其子細詳に不申候に付、却而式部方には御用之子細と推察仕候事と存候」（「公城卿記」）と説明している。公城は、天皇への進講にあたり、粗忽なことがないように再三にわたって式部を招いて確認や教示を得たという。日記に式部が徳大寺邸にやつてきている記事はないものの、実際には訪れていたことになる。このように式部は、宝暦二年八月一日の奥秘伝授後も、また同六年以降もさまざまな事由から徳大寺邸を訪れていたようである。

3 公城の垂加神道著作書写

公城は、竹内式部から神学講義を受けるとともに、垂加神道に関わる多くの著作を借りて筆写している。【表3】に、書写年と書名および奥書を掲げておこう（すべて東京大学史料編纂所蔵特殊蒐書徳大寺家史料）。延享三年八月から一〇月に書写した1〜5は、鎌倉時代中期以降に成立した伊勢神道の代表的な教典「神道五部書」である。また、8〜12、15〜17、19〜28の一八冊は橘家神道の書物で、山崎闇斎の正統をつぐ正親町公通の門人玉木正英が、京都梅宮の神官橘氏に伝わる神道（橘家神道）を学び、整理、大成したものである。玉木が、神社界へ垂加神道普及のため行事・祭式・祈祷などの神道行事を持とうとし、27『橘家神軍之伝』のように兵家神道により武家社会との適合を図ろうとしたものとされる。¹⁹

6『諸伝』三冊の内容は、一が日本紀神代卷初重伝、二が日本紀神代卷二重伝、三が日本紀神代卷三重伝と日本紀神武卷・神宮書・中臣祓之伝、および十種神宝祈祷之伝から雷除守之伝までの諸伝からなる。初重から二重、三重と進む垂加神道学習の三階梯を理解できる。この後、三種神宝極秘伝と神籬磐境極秘伝などの伝授により神学許可となる。7は玉木正英による中臣祓の注釈、13は正親町公通の編著書で、天照大神を

【表3 公城書写垂加神道関連書物】

	書写年	書 名	奥 書
1	延享3/ 8/30	鎮座本紀	右以竹内敬持之本令書写畢
2	3/ 9/10	鎮座伝記	右以竹内敬持之本令書写了
3	3/ 9/16	鎮座次第記	右以竹内敬持之本令書写畢
4	3/ 9/23	宝基本紀	右以竹内敬持之本令書写了
5	3/10/10	倭姫命世記	右以竹内敬持之本令書写畢
6	寛延1/ 4/11	諸伝	右諸伝之口伝者垂加靈社之正伝ニ而予自竹内敬持令伝授もの也
7	2/12/11	(風水草) 管規	請求竹内敬持書写畢
8	3/ 7/13	橘家祖神祭	権中納言藤原公城謹書写
9	3/ 9/26	橘家星祭之式	享保十一年五月正木正英謹書、権中納言藤原朝臣公城謹書
10	4/ 2/ 8	橘家鎮魂祭之秘卷	権中納言藤原公城謹書写之
11	4/ 4/ 2	橘家鳴弦卷	右橘家之正伝正英嘗得之以貞而伝敬持、一日敬持投与之予仍謹写之、又口伝書一卷別写之
12	4/ 5/12	橘家墓目秘伝之事	抑墓目鳴弦橘家之所伝之秘卷口伝書今亦敬持伝之公城、故悉謹書写之、鳴弦卷并口伝書及墓目口伝書数卷別写之
13	4/ 6/14	無窮記	這一卷者故従一位公通卿之撰也、実為正統之龜鑑、今以羞斎翁之本令書写了、其百十九今上及延享已下数字者予書続之
14	4/ 6/25	自從抄 完	右自從抄一卷竹内敬持授与之予、仍謹書写畢
15	4/ 7/13	橘家地鎮祭法式	権中納言従三位藤原朝臣公城謹書之
16	4/ 7/21	橘家山材祭式	享保十一年五月玉木正英謹書権中納言従三位藤原朝臣公城謹書
17	4/ 7/27	橘家鎮疫祭之法	権中納言従三位藤原朝臣公城謹書写
18	4/ 8/ 3	原根録	天兒屋命五十五伝垂加靈社正伝 従一位権中納言公通卿直授相承 玉木正英謹書判 此一卷五十緒翁正英伝竹内羞斎翁敬持、翁又投与予、今謹揮禿毫者也、権中納言公城
19	4/ 8/12	橘家神体勧請之卷	権中納言従三位藤原朝臣公城謹書写之
20	4/ 8/16	墓目口伝秘卷	自竹内羞斎之所伝而謹令書写畢
21	4/ 9/ 3	橘家星祭之式	玉木正英謹書 権中納言従三位藤原朝臣公城謹書
22	4/ 9/ 3	橘家宇賀祭之式	
23	4/ 9/22	橘家玉方陣	権中納言従三位藤原朝臣公城謹書
24	4/10/ 6	橘家五行祭之式	享保十一年九月九日玉木正英謹書在別 権中納言公城謹書
25	4/10/ 8	丹魂祭之法	権中納言公城謹書写
26	4/12/ 1	橘家祈祷加持之秘卷	享保十六年四月二十二日 寂隠斎玉木正英謹書 自竹内敬持伝来 権中納言公城写之
27	宝暦2/ 5/30	橘家神軍之伝	右三卷葦翁伝跡竹内羞斎翁「敬持」、翁令亦伝之了、仍謹写了 権中納言公城謹書
28	2/ 8/11	橘家鎮火祭式	元文元年十二月五日書写之 権中納言従三位藤原公城謹写
29	3/ 4/14	中臣祓風水草	右風水草上中下三策十卷、依羞斎翁之投与而令書写了、権中納言藤原公城
30	宝暦8/ 1/ 6	羞斎翁事君弁	正月六日の夜とし火をかゝけて公城謹書

初代人皇とし、南朝正統論を唱えたものである。

14『自從抄』は、下鴨社の神職梨木祐之の奥書によると、山崎闇斎が「旧事紀玄義」から抜粋し、正親町公通が『自從抄』の書名をつけたという（「垂加翁抄出旧事紀玄義以為一冊焉、守初斎亜槐題之自從抄矣 鴨桂斎祐之謹書」）。『試以三種宜論十種』から始まり、最後に十種神宝の図を載せる。²⁹『中臣祓風水草』は、山崎闇斎が垂加神道の集大成として完成させたものとも重要な書物の一つである。³⁰は、竹内式部唯一の著作『奉公心得書』の異本と考証されている。²¹

公城は式部から垂加神道講釈を受けるとともに、伊勢神道五部書、橘家神道書、『諸伝』、『無窮記』、『自從抄』、『中臣祓風水草』などを書写し、神学学習を積み上げている。

4 竹内式部の垂加神道伝授

垂加神道の伝授は、「三種神宝極秘之伝」と「神籬磐境極秘之伝」の口授により終わる。竹内式部が供述で「神学許可仕候」というのは、「極秘之伝」の口授のことである。公城は、式部に入門から約六年半を経た宝暦二年八月一日に垂加神道の奥秘を伝授された。八月九日の日記に「来十五日神籬許可伝授に付、自今晚至十五日七ヶ日構潔斎、無鎮縄門札」と記すように、伝授に備え七日間の潔斎に入った。伝授について、八月一日の日記に「今日三種神宝・神籬磐境等之伝口授相承也、師竹内式部敬持也」と、師式部からの「三種神宝之伝」「神籬磐境之伝」の口授だったと書いている。

伝授当日の様子を「自先々此伝之時証人として今一人同聞事也、今度敬持門人之内無可然之人処、鈴木新平と云者あり、同敬持之門人也、此新平来也、然に此者柳原亜相（光綱）之青侍也、仍予不能面会故、次之間二令居了、今日予着衣冠指貫了、敬持令着布衣」と記している。伝授には、門人一人が「証人」として同席し師の口授を聴くことを必要とした

が、適当な門人がいないので武家伝奏柳原光綱の青侍で門人の鈴木新平が勤めた。²²しかし、身分の問題からか公城は面会できないので、新平は次の間で聴聞したという。装束は、公城が衣冠指貫、竹内式部が布衣だった。

公城は、奥秘伝授についての理解などを日記に次のように記している。抑此伝者、神籬也、神道国学之許可也、其詳在于伝授之卷故不書之、大抵教示我 国臣下之道也、為人臣者不可不講之道而、非此心法則非人臣矣、貴戚縉紳之輩可深講而篤信之事、而官家拜趨之士大夫世臣棟梁之諸公、中古以来無一人而言之、遂為神官輩之言纔存於卜氏之徒、彼亦祇老附会而大失於往昔之神教、幸近古有垂加翁者、得此伝于吉川惟足者、彼惟足則卜氏兼從之流也、因是垂加翁深思遠慮而、続千載不伝之緒而我道興復于茲、仍自彼翁直授相承、其間公通卿、正英、而我師敬持也、其系図有伝卷之末、嗚呼公城、以孤陋疎賤之質、弱冠嘗從於敬持之門、今已數年與聞、此伝幸甚、感恩感喜不可勝言、子孫之者亦求此意而、自勵而勿怠矣、公城亦可深謹可深勉也、伝授は「神籬」で神学許可である、詳細は「伝授之卷」に記し日記に書かないが、伝授の大凡は、わが国における臣下の道を教示するもので、人臣は必ず学ぶべきであり、その「心法」でなければ人臣ではない、中古以来、高貴の公家以下誰ひとりとしてそれを言う者がなく、わずかに卜部（吉田）家に残ったが仏教と習合し、昔の「神教」の面目を大いに失った、幸い少し前に山崎闇斎が吉川惟足から伝えられたが、惟足は卜部兼從の流れを汲んでいるので闇斎が新たに復興させ、正親町公通、玉木正英、そして竹内式部へ伝授された、公城は不才だが、若い時に式部に入門し長年にわたり講釈を聞いて伝授され感激の至りである、子孫はよく理解し励み怠るな、私もまた深く慎み深く努力する、という。「神籬」は天皇の臣下としての道を説くもの、という垂加神道の神髓を語る。

三 「垂加党」の形成過程

入門年次や絶門に関するデータを表4に掲げた。

【表4】から、①公城がもっとも早い門人、②堂上公家の門人は宝暦二年から増え始め、宝暦五、六年に急増、③絶門は宝暦五年から始まり八年に最多、④神学許可の堂上公家は四人、⑤永蟄居の処罰は神学許可者全員と宝暦五年以前入門者、などを指摘できる。

1 「垂加党」の組織化

次に、「結党」「徒党」「吾党」と称し、称された「垂加党」の組織化をおつてみよう。「公城卿記」の記事を見ていくのは、宝暦元年、特に同二年以降、公城と他公家との往来、交際の広がりである。永蟄居

【表4】 竹内式部入門年次表

	神儒共	素読等	絶門	永蟄居	除近習
延享3	1			1	
4		1			
寛延3	1			1	
宝暦1	1		1	1	
2	3	3		1	
3	2	1		1	
4	4	1		1	2
5	7	3	3	2	1
6	9	6	5		
7			4		
8		2	6		
合計	28	17	19	8	3

注①【表4】は【表1】を入門年に加工。②神儒共は神学・儒学ともに指南。③素読等は素読、儒学、神学のいずれかを指南。④絶門は門人を止めること。

処分を受けた坊城俊逸、西洞院時名、中院通維、勘解由小路資望、高野隆古、正親町三条公積、烏丸光胤らが、「垂加党」の中心人物と想定できる。宝暦六年に竹内式部に入門した日野資枝は、同八年七月一二日、西洞院が「張本」で烏丸・正親町三条・徳大寺・坊城・高野・中院は「張本之中間」という「垂加党」情報を閑白に伝えている（「内前公記」）。ここでは、それに加えて同六年に死去した久我敏通、および厳罰を受けた今出川公言との往来を日記からみてみよう。なお彼らは近習が多いので、禁裏御所における小番での接触は日常的だったろう。

①久我敏通 久我家と徳大寺家は、今出川通りを挟んで相對している。同じ清華家だが、徳大寺家四一〇石に対して久我家七〇〇石、公城二〇歳、敏通（初め俊通）一四歳の寛延元年二月一日同日に従三位、権中納言昇進は公城寛延三年正月一〇日、敏通同年二月一四日だが敏通が上座（臈）とされ、大納言昇進は敏通宝暦三年三月四日、公城宝暦四年正月二六日、年齢の若い敏通が公城をやや上まわって昇進している。

宝暦二年六月五日の条に、「申刻久我黄門（敏通）亭行向、辰刻前帰家、彼黄門雖若年（一八歳）有志之人也、嘗去春披拓赤心被投于予、予亦尽兼信述誦偏見□為親友之懷、尤異日所成之□力所望也」と記されている。敏通が宝暦二年春に心奥を開き、公城に一身を投じて親しい友になったという。それ以前、官位昇進の祝意などの往来が記されていた程度が、宝暦二年になると、二月に二回、三月に一回往来があり、同月一〇日には、敏通の求めにより『三代実録』一卷を貸している。それ以降往来は頻繁になり、四月に一回、五月に二回、六月に二回、七月、八月、九月は各四回、一〇月に二回、十一月に一回、十二月に三回を確認できる。公城が宝暦二年六月五日条に書いたように、敏通はもっとも固い同志だったらしい。これ以後も頻繁な往来が続くが、宝暦六年二月に死亡した。⁽²³⁾

②今出川公言 徳大寺家と同じ清華家で一三五五石、屋敷は中立売門

からすぐの所にあった。今出川誠季が延享三年に亡くなり、公言が九歳で跡を継いだ。宝暦元年五月二七日に一四歳で元服、公城は「着座」を勤めた。同年八月一七日を初見に往来が日記にみえ、九月は二回、一月と二月は一回、宝暦二年に入ると、二月と三月に各一回、四月は三回、五月と六月は各二回、七月に一回、八月は二回、九月は六回、一月は四回、一月は二回、二月は一回の往来が記録されている。宝暦三年以降は、より頻繁に往来している。

公言の日記「公言卿記」⁽²⁴⁾宝暦六年正月九日条に、「稽古初に付、香川木工・竹内式部・岡本内記来」と記され、竹内式部が今出川邸に来て講釈している。ちなみに和歌の師は、公城と同じ香川景平だった。儒学のみ指南とはいえ入門が早く、かつ公城との交流が深かったためか、宝暦八年七月二四日に「遠慮」の処分を受けた。翌二五日に前関白一条道香の内命により権中納言を辞職（同前）、さらに同一〇年七月、二三歳の若さで公城らと同じく落飾を命じられ、西園寺家から実種を養子に迎えて家督相続させている。「遠慮」も厳罰だった。

③西洞院時名 寛延二年七月二七日に「平少納言・予等周礼読合」とある公城と『周礼』の読合せをしている記事を初見に、一〇月一七日「令義解一冊返呈了」、一〇月三〇日「江次第一冊借用」、同三年五月二日「礼記注疏二巻借進」、五月二六日「江次第一冊返納、又一冊借用」、八月二六日「江次第六返納、又三借用」、一〇月二六日「江次返納、又七借用」と『江家次第』の貸借がよく見られる。

宝暦二年は一〇月と十一月に各一回、同三年は一月と四月に各一回、同四年は四月、九月、一〇月に各一回、同五年は三月に一回、四月と五月に各二回、六月は三回、七月、八月、九月が各一回、一〇月に二回の往来が記録されている。

④中院通維 宝暦四年六月一八日に初めて日記にあらわれ、一月に

一回、同五年は一月に一回、二月と三月に各三回、四月と五月に各二回、六月は五回、七月は二回、八月は四回、九月に二回、一〇月は三回、一月に一回と頻繁な往来の記事がある。

⑤勘解由小路資望 宝暦二年二月一四日の「醍醐・勘解由小路弁・今出川等行向」の記事を初見として、同五年六月と八月に各二回、一月と一月に各一回の往来が記録されている。

⑥高野隆古 宝暦三年六月一七日「今日高野少将依所望鞍借呈」と鞍を貸す記事を初見に、同四年三月八日「高野少将入来」から往来の記事が始まり、同五年には、五月と六月に各一回、七月に一回、八月に二回、九月と一〇月に各一回が記録されている。

⑦正親町公積 宝暦三年五月一八日「帥中納言入来」の記事を初見として、同五年六月四日、二〇日、九月二六日に往来の記事がみえる。

⑧烏丸光胤は、宝暦五年九月六日と一日の往来の記録だけである。

2 勉強会（講読会）の開催

公城と個々の公家との往来からさらに進んで、宝暦四年二月から数人による「講読之義」、すなわち勉強会が開かれるようになった。複数の公家が徳大寺邸を訪れることは以前にもあるが、一二月六日の「源大納言（久我敏通）・清少納言（伏原宣条）入来、有講読之義」のような勉強会がこれが最初である。同年一二月二六日にも、「源大納言・新三位中将（今出川公言）・清少納言・平少納言（西洞院時名）入来、有講読之義」の記事がある。

宝暦五年に入ると徳大寺邸だけでなく、同年一月四日に「午刻久我亭へ行向、亥刻婦家、有講読之事」と記すように久我敏通邸でも開かれている。だが、久我邸の出席者は名を記さないの不明である。以下に、宝暦五年の勉強会の開催日と出席者名を示しておく。

一月一日―久我敏通・今出川公言・伏原宣条・中院通維

二月二日―久我・高野隆古・西洞院時名

二月二六日―久我邸

三月 六日―久我・伏原・日野資枝

四月 六日―久我・高野・伏原・西洞院・日野・中院

四月一六日―久我邸

五月 一日―久我・高野・西洞院・勘解由小路資望・中院

五月二六日―久我・伏原・勘解由小路・中院

六月一六日―久我・高野・伏原・勘解由小路・中院

六月二六日―久我邸

七月 六日―久我・高野・伏原・西洞院・勘解由小路・中院

七月二一日―久我邸

七月二六日―久我・高野・西洞院・勘解由小路・中院

八月二一日―久我邸

九月 一日―久我・今出川・高野・伏原・岡崎国栄・勘解由小路・

中院

九月 六日―久我邸

九月二一日―久我・伏原・中院

九月二四日―久我・伏原・中院

九月二六日―久我邸

一〇月 一日―久我・伏原・勘解由小路

一〇月 六日―久我邸

一〇月二〇日―今出川・町尻兼望

一〇月二一日―久我邸

一〇月二四日―今出川・西大路隆共・桜井氏福・町尻説望

一〇月二九日―西大路・桜井・町尻

一二月 九日―桜井・町尻

一二月一四日―桜井・町尻

月に二、三回、一と六のつく日に徳大寺邸、月に一、二回ほど久我邸で開かれている。参加者は、久我敏通を筆頭に、永蟄居の処罰をうける西洞院時名、勘解由小路資望、高野隆古、中院通維、および今出川公言らが主要メンバーである。年の後半からは、近習罷免と遠慮の処分を受ける西大路隆共、町尻説望らも加わっている。

一二月になると一日「愚亭例会、講大学或問、今日終其功」、二一日「敏通卿以下数友集會于私亭、始講唐鑑」、二二日「講唐鑑」、翌宝暦六年一月一日「数輩集會于久我亭、有輪講始之事」と記事が粗くなる。しかし、『大学或問』『唐鑑』と書目が記され、「例会」「数友」などの表現から、定例的に親しい友が集まって勉強会を開いている雰囲気伝わってくる。日記に記事はないが、以後も徳大寺邸での勉強会は続いたと思われる。

武家伝奏広橋兼胤は、宝暦七年正月二二日に関白近衛内前から、「式部宅狭小之所江会集人々多被立入候儀如何之段」を議奏正親町三条公積に伝えるよう命じられた。⁽²⁵⁾ 竹内式部宅に多人数の公家が集まり、講義を受けた勉強会を開いたりしていたらしい。

「公城卿記」の記事では分からないが、宝暦八年七月一八日に関白が天皇に差し出した覚書によると、垂加神道伝播の経緯は、竹内式部が公城に伝授し、公城が久我、西洞院らへこれを勧め、両名から他公家に広まったという（「内前公記」）。

なお、宝暦五年三月二〇日に「上賀茂へ遊行、源垂相・中院侍従同伴」、九月一四日に「久我・高野・西洞院・中院等同伴、御蔭遊行」（「公城卿記」）のように、公城は、久我、中院、高野、西洞院らと上賀茂、御蔭へ行楽に出かけている。これらも、同志的な結びつきを強めるものだろう。このように、徳大寺邸や久我邸で勉強会を頻繁に開いて門人公家が集

まり、竹内式部宅にも同様に集まり、時には行楽にも出かけるなど門人公家の集団的な行動は、宝暦七年七月二二日に関白近衛内前が前関白一条道香にした質問に、「去年何か風説有之節、門弟中党を結候由御噂候（中略）扱党を結候とは如何様之事二而候哉」（「内前公記」）とあるように、宝暦六年頃から党派的な行動が噂されるほどになったのである。

むすび

徳大寺公城は清華家当主として儒学、和歌、音楽など諸芸能を身につけ、禁裏和歌会、禁裏御楽会の人数にも加えられて朝廷・公家社会の教養ある堂上公家に成長していった。それと同時に、竹内式部から垂加神道を学び受容し、奥秘を伝授されるまでに至った。第一級の公家であることを前提に、垂加神道の影響力を周辺の堂上公家、とくに近習の公家たちに及ぼし、ついには「垂加党」といふべき党派の形成にまで発展した。しかもその党派は、桃園天皇を巻き込んでいった。党派的な集団形成とその行動は、公家が禁裏小番を怠ける、放埒な行動をとるなどとは異なるレベルのものであり、摂家を頂点とした朝廷・公家社会の秩序を揺るがしかねない事態であつたらう。関白を中心に摂家たちが、前例にない大量の嚴罰を加えて「垂加党」を解体させた理由はまさにそこにあつたと考えられる。

今後、公城らがなぜ党派形成に向かつたのか、その要因を幕府、朝廷、そして摂家らの現状への不満など、彼ら自身の言説からおつてみる必要がある。

〔註〕

- (1) 近衛内前の日記。東京大学史料編纂所蔵写真真帳による。
- (2) 東京大学史料編纂所蔵特殊蒐書徳大寺家史料、全二八冊（請求記号徳

大寺家本ナ―10―28）。第一冊が寛保三年（一七四三）一月から始まり、宝暦六年（一七五六）の第二六冊までは毎日記されている。第二七冊は表紙に「備忘略記」と記され、宝暦七年から同八年までは粗い略記となり、末尾天明元年（一七八一）四月まで記事はあるが、落飾、永蟄居赦免、後桃園天皇死去などの特記事項を記すのみである。第二八冊は、天明元年五月から死亡する約一か月前の同二年六月九日まで毎日記されている。虫食いがひどく読みにくい箇所がかなりある。なお、第二七冊目の謄写本が、「徳大寺公城手記」（東京大学史料編纂所蔵、請求記号203―125）の史料名でかつてから宝暦事件研究に利用されてきた。

- (3) 高埜利彦「後期幕藩制と天皇」（石上英一他編『前近代の天皇第2巻 天皇権力の構造と展開 その2』青木書店、一九九三年、のち高埜「近世の朝廷と宗教」吉川弘文館、二〇一四年に再録）の表を加工増補して作成。

- (4) このほか、延享三年（一七四六）頃から、家司の諸大夫を師として剣術・体術・棒術などを習練し、のちに近習衆の武術稽古の風聞を生む要因となる。

- (5) 朝暮研究会編、学習院大学人文科学研究所発行、二〇一〇年。

- (6) 本田慧子「後水尾天皇の禁中御学問講」（『書陵部紀要』二九、一九七七年）、熊倉功「後水尾院」（朝日新聞社、一九八二年、のち『後水尾天皇』中央公論新社、二〇一〇年）等。

- (7) 拙著『光格天皇』（ミネルヴァ日本評伝選、二〇一八年）。

- (8) 醍醐家は延宝六年（一六七八）創設の新家であるが、家格は徳大寺家と同じ清華家。延享二年当時、醍醐冬熙六七歳は従一位前右大臣、醍醐兼潔二九歳は正二位権大納言。

- (9) 南湖。「公城卿記」には、正蔵、菅原正脩とも表記される。貞享元年（一六八四）〜宝暦三年（一七五三）七月。母は木下順庵の女、従弟に堀景山。京都在住で広島藩儒医。九条尚実にもしばしば招かれたという（『漢学者伝記集成』）。なお堀南雲は、七左衛門、正珪と「公城卿記」に記されている。南湖と南雲の関係は不詳。

- (10) 京都在住の二条派歌人、寛政元年（一七八九）に六八歳で没。子の景

柄の養子が香川景樹である（『国学者伝記集成』による）。

- (11) 禁裏歌会始への詠進や天皇の「歌会」に出席を許されるには、有力な宮廷歌人への入門と推挙が必要だったらしい。註(7) 拙著で今出川実種が日野資枝に入門し、光格天皇歌壇に加えられたことを指摘した。正親町実連は、延享二年（一七四五）二月に三条西家能に入門したさい、家能に刀馬代銀拾両、仲介の清水谷家季に生肴一折代金百疋を贈っている（『正親町実連日記』大倉精神文化研究所蔵）。

- (12) 下野介・下野守・豊前守・伯則長の名でも出てくるので同一人物か不詳。辻家は笙の家。東山・中御門両天皇の笛の師範も勤めている。

- (13) 竹内式部には、羞斎翁、羞斎先生と敬称をつけることもあるが、堀南湖・南雲にはまったくない。逆に「南湖先生」（『公城卿記』宝暦元年一〇月一日条）のように、先生と書いて消してすらいる。

- (14) なお、延享四年四月一三日に『近思録講義』一冊、一二月二日に『近思録講義致知』一冊を式部から借用している記事がある。

- (15) 三上参次『尊王論発達史』（富山房、一九四一年）四五一頁、磯前順一・小倉慈司『近世朝廷と垂加神道』（ぺりかん社、二〇〇五年）七八頁。

- (16) 註(15) 磯前・小倉著、六二頁。

- (17) 公城が寛延元年四月一日に書写した『諸伝』（東京大学史料編纂所蔵特殊蒐書徳大寺家史料、請求記号徳大寺家本〇一〇）によると、神宮書は日本紀三重伝に続くもの。

- (18) 東京大学史料編纂所蔵特殊蒐書徳大寺家史料、請求記号徳大寺家本〇一〇。

- (19) 平重道「近世の神道思想」（『日本思想大系39 近世神道論・前期国学』岩波書店、一九七二年）五五二～三頁。公城は、8『橘家祖神祭』を書写すると、先祖の祭式を仏教から神道に変更した（拙稿「宝暦事件と仏教忌避」『日本歴史』八五八、二〇一九年）。

- (20) 谷省吾『垂加神道の成立と展開』（国書刊行会、二〇〇一年）によると、『自從抄』には「三種神宝伝」「神籬磐境伝」などを含むものと、含まないものの二種類あり、徳大寺家本は後者である。

- (21) 大貫大樹「竹内式部『奉公心得書』の成立と受容について」（『藝林』

六七巻二号、二〇一八年）。

- (22) 柳原光綱は、青侍が神学伝授、子紀光が宝暦二年から竹内式部より素読指南を受けており、式部と垂加神道について詳しい情報入手できる立場にいた。なお、同七年四月八日の坊城俊逸の神籬伝授に、公城が証人として坊城邸を訪れている（『公城卿記』）。

- (23) 久我敏通の死に接した公城の悲嘆の様子を日記から紹介しよう。

今日我友源大納言敏通卿被薨、嗟呼、此人可惜哉、十六七歳之時より志道、予之刎頸断金之友たり、能予之不美を被責、予之短言をも能被聞入たりし、予師羞斎翁に被從学、先日既被許神籬、真吾党之人也、其上今度経筵之講義被始事も、偏に彼人之力、尤其第一也、中古已来紳縉家之所無也、嗚呼可惜々々、天奪我之一臂太息無窮、吾輩之不幸のみにあらず、真に朝家之一衰也、良辰尚可得此人不可得、悲哉哀哉、于時二十二歳、使人存千古之歎矣、（『公城卿記』宝暦六年二月二十五日条）

- (24) 東京大学史料編纂所蔵特殊蒐書徳大寺家史料、請求記号徳大寺家本〇一〇。

- (25) 『大日本近世史料 広橋兼胤公武御用日記 七』（東京大学史料編纂所、二〇〇四年）。

- (26) 公城は宝暦元年一月二八日に、近習小番の五年間皆勤を天皇から讃えられ褒美を頂戴し、近習一統は同年七月三日に「何も精を出し相勤候」褒美として、装束代白銀一〇枚つつ拝領している（『公城卿記』）。公城と近習公家の精勤ぶりがしのばれる。

本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究「徳大寺公城日記および関係史料による宝暦事件の研究」（二〇一四・一五年度）の成果の一部である